

図表 10-1 本政策における低公害車に係る予算額（低公害車の種類別の平成 16 年度から 19 年度までの総額）

経済産業省、国土交通省及び環境省による低公害車に関する政策の平成 16 年度から 19 年度までの間の予算額（軽自動車、二輪車等を除く。）を低公害車の種類別で見ると、CNG自動車は約 134 億 2,300 万円、ハイブリッド自動車が 221 億 1,100 万円、電気自動車が 3,600 万円となっており、メタノール自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車は 0 円となっている。

(単位：万円)

種類	公的部門における低公害車の率先導入	低公害車の導入費の補助	燃料供給設備の設置費の補助	合計
CNG自動車	158,042	634,576	549,699	1,342,317
乗用車		33,277		
貨物車	158,042	473,399		792,618
乗合車		127,900		
(参考) 軽、二輪等	(0)	(95,687)		(95,687)
メタノール自動車	0	0	—	0
乗用車	0	0		0
貨物車	0	0		0
電気自動車	0	0	3,550	3,550
乗用車	0	0		0
貨物車	0	0		0
(参考) 軽、二輪等	(192)	(22,805)		(22,997)
ハイブリッド自動車	5,212	2,205,903	—	2,211,115
乗用車	2,325	1,821,318		1,823,643
貨物車	0	317,585		317,585
乗合車	2,887	67,000		69,887
(参考) 軽、二輪等	(0)	(48)		(48)
低燃費かつ低排出ガス認定車	0	0	—	0
乗用車	0	0		0
貨物車	0	0		0
総額	163,254	2,840,479	553,249	3,556,982
乗用車		1,854,595		
貨物車	163,254	790,984		3,003,733
乗合車		194,900		
(参考) 軽、二輪等総額	(192)	(118,540)		(118,732)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国土交通省の補助のうちDPF・酸化触媒に対する補助、新長期規制適合車、低PM認定車に対する補助を除く。

3 貨物車には特種(殊)車を含む。

図表 10-2 低公害車に関する予算額と保有台数の増加状況

CNG自動車及びハイブリッド自動車については、経済産業省、国土交通省及び環境省による低公害車の導入費の補助又は燃料供給設備設置費の補助の予算措置が講じられているが、メタノール自動車、電気自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車については、少なくとも本政策の実施以降予算措置が講じられていない。

平成 16 年度から 19 年度までの間の予算額と低公害車の種類別の保有台数の増減との関係を見ると、次表のとおりとなっている。

- i CNG自動車のうち貨物車（特種（殊）車を含む。）については、約 47 億 3,400 万円の予算額が投じられ、保有台数が 6,790 台増加している、一方、乗用車については、約 3 億 3,300 万円の予算額が投じられているが、保有台数は 75 台減少している。
- ii ハイブリッド自動車のうち乗用車については、約 182 億 3,600 万円の予算額が投じられ、保有台数が 28 万 9,797 台増加している、一方、貨物車等については、約 31 億 7,600 万円の予算額が投じられ、5,459 台増加している。
- iii 低燃費かつ低排出ガス認定車については、予算措置が全く講じられていないが、自動車排出ガス規制・燃費規制がメーカーにおける積極的な取組を誘発し、保有台数は 905 万 5,791 台の大幅な増加となっている。

種類別		平成 16 年度から 19 年度までの総予算額（万円）	16 年度以降の保有台数の増減
CNG自動車	乗用車	33,277	▲75
	貨物車	473,399	6,790
メタノール自動車	乗用車	0	▲16
	貨物車	0	3
電気自動車	乗用車	0	▲111
	貨物車	0	▲18
ハイブリッド自動車	乗用車	1,823,643	289,797
	貨物車	317,585	5,459
低燃費かつ低排出ガス認定車	乗用車	0	
	貨物車	0	9,055,791

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 貨物車には特種（殊）車を含む。

図表 10-3 CNG貨物車、ハイブリッド乗用車及びハイブリッド貨物車の出荷台数、補助台数等

実際に予算が投入されたCNG貨物車、ハイブリッド乗用車及びハイブリッド貨物車について、「更に少ない財政負担で、低公害車の保有台数を最大限に増やす余地はないか」との観点からみると、いずれも投入された補助台数以上に出荷台数が増加しているが、補助を受けずに導入された台数は、ハイブリッド乗用車がCNG貨物車及びハイブリッド貨物車より多くなっている。

(単位：台、%)

区分	平成 16 年度から 19 年度の合計出 荷台数 a	平成 16 年度から 19 年度の合計補 助台数 b	出荷台数に占め る補助台数の割 合 b / a	(参考) 平成 16 年度から 19 年度の保有台 数の増
CNG貨物車	7,967	6,983	87.6	6,790
ハイブリッド乗 用車	301,936 (213,680)	107,371	35.6 (50.2)	289,797
ハイブリッド貨 物車	6,406	5,277	82.4	5,459

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ハイブリッド乗用車の () 内は平成 16 年度から 18 年度までの出荷台数及び割合である。

3 CNG貨物車には特種(殊)車を含む。

【CNG貨物車】

(単位：台、%)

区分 \ 年度	平成 12	13	14	15	16	17	18	19
保有台数	—	7,717	10,722	13,353	15,248	17,031	19,025	20,143
出荷台数 a	1,665	2,836	2,713	2,713	2,141	2,133	2,249	1,444
平成 16 年度から 19 年度の出 荷台数累計					7,967			
補助台数 b	1,551	2,738	2,910	2,425	1,685	1,791	2,072	1,435
平成 16 年度から 19 年度の補 助台数累計					6,983			
補助を受けた 割合 b / a	93.2	96.5	107.2	89.4	78.7	84.0	92.1	99.4
平成 16 年度から 19 年度の補 助を受けた割 合(平均)					87.6			

(注) 1 国土交通省、経済産業省の資料及び「わが国の自動車保有動向」(平成 14~19 年版)に基づき当省が作成した。

2 保有台数は、各年度末時点の台数である。

また、平成 12 年度末時点の保有台数は不明。

3 出荷台数累計は、本政策開始以降のものを記載した。

4 特種(殊)車を含む。

【ハイブリッド乗用車】

(単位：台、%)

年度 区分	平成 12	13	14	15	16	17	18	19
保有台数	—	74,183	90,754	131,695	194,868	253,398	337,740	421,492
出荷台数 a	12,915	25,073	15,490	42,150	65,296	59,756	88,628	88,256
平成 16 年度から 18 年度の出 荷台数累計					213,680			
補助台数 b	6,861	11,530	7,600	15,923	39,469	35,121	32,781	
平成 16 年度から 18 年度の補 助台数累計					107,371			
補助を受けた 割合 b/a	53.1	46.0	49.0	37.8	60.4	58.8	37.0	
平成 16 年度から 18 年度の補 助を受けた割 合 (平均)					50.2			

- (注) 1 経済産業省の資料及び「わが国の自動車保有動向」(平成 14~19 年版)に基づき当省が作成した。
 2 保有台数は、各年度末時点の台数である。
 また、平成 12 年度末時点の保有台数は不明。
 3 出荷台数累計は、本政策開始以降のものを記載した。
 4 ハイブリッド乗用車に対する補助は、平成 18 年度をもって廃止されている。

【ハイブリッド貨物車】

(単位：台、%)

年度 区分	平成 12	13	14	15	16	17	18	19
保有台数	—	5	9	217	1,318	2,583	3,907	5,676
出荷台数 a	0	2	3	240	1,209	1,451	1,658	2,088
平成 16 年度から 19 年度の出 荷台数累計					6,406			
補助台数 b	—	—	2	198	1,072	1,188	1,194	1,823
平成 16 年度から 19 年度の補 助台数累計					5,277			
補助を受けた 割合 b/a	—	—	66.7	82.5	88.7	81.9	72.0	87.3
平成 16 年度から 19 年度の補 助を受けた割 合 (平均)					81.7			

- (注) 1 国土交通省及び経済産業省の資料並びに「わが国の自動車保有動向」(平成 14~19 年版)に基づき当省が作成した。
 2 保有台数は、各年度末時点の台数である。
 また、平成 12 年度末時点の保有台数は不明。
 3 出荷台数累計は、本政策開始以降のものを記載した。
 4 ハイブリッド貨物車に対する補助は、平成 14 年度から開始された。

図表 10-4 低公害車に関する税軽減措置の軽減額（当省による試算）

排出ガス性能及び燃費性能が優れた自動車に対しては、自動車税及び自動車取得税の軽減措置が、また、低公害車用の燃料供給設備に対して固定資産税の軽減措置が講じられているが、このうち自動車税については、次表①のとおり総務省自治税務局において試算されている。また、自動車取得税及び固定資産税については、これを算出したデータが存在しないことから当省で試算したところ、おおむね次表②のとおりであると推計される。

① 低公害車に関する自動車税の試算（総務省自治税務局）

○ 平成 17 年 4 月 1 日現在の登録台数	5,136 万台	（自動車税の額	17,941 億円）
・ 軽減措置（軽課）			
対象車	178 万台	【税制改正時（平成 16 年 4 月）の見込対象車	134 万台】
軽減額	221 億円	【税制改正時の見込軽減額	135 億円】
・ 重課（新車新規登録からディーゼル車 11 年超過、ガソリン車 13 年超過）			
対象車	504 万台	【税制改正時（平成 16 年 4 月）の見込対象車	530 万台】
軽減額	164 億円	【税制改正時の見込軽減額	163 億円】
税制改正時の見込みは平成 17 年度 +28 億円、平成 18 年度 -28 億円で税制中立を前提に制度設計していたが、現実には軽減対象車が多く、軽減措置が増えている状況。			

(注) 「平成 17 年度自動車税のグリーン化」に関する調について」（平成 17 年 8 月 15 日公表）を当省が要約した。

② 低公害車に関する自動車取得税の試算

・ 平成 18 年 3 月末時点に登録されている茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県内の乗用車の低燃費かつ低排出ガス認定車における平成 17 年度の自動車取得税の軽減額を試算した。
・ 車両台数 68 万 5,313 台についての自動車取得税軽減額は約 94 億円と算出された。
(注) 1 車両台数は、財団法人自動車検査登録情報協会の自動車保有車両数に関する統計データ（平成 18 年 3 月 31 日現在）に基づき、平成 17 年度に初度登録され、17 年度末時点に登録されていた車両について集計した。
2 自動車取得税軽減額は、次の式により試算した。
i) 平成 17 年排出ガス基準 75%低減 かつ 平成 22 年度燃費基準 + 5%達成 (営業用) 車両台数 × 300,000 (円) × 0.03 (自家用) 車両台数 × 300,000 (円) × 0.05
ii) 平成 17 年排出ガス基準 75%低減 かつ 平成 22 年度燃費基準達成
iii) 平成 17 年排出ガス基準 50%低減 かつ 平成 22 年度燃費基準 + 5%達成 (営業用) 車両台数 × 200,000 (円) × 0.03 (自家用) 車両台数 × 200,000 (円) × 0.05

(注) 当省の調査結果による。

③ 燃料供給設備の固定資産税の試算

- 燃料供給設備（CNG）急速充電機の場合について、軽減額を試算すると、固定資産税の課税標準を最初の3年間に限り3分の2とする特例措置が講じられていることから、軽減される額は、3年間で280万円である。

（注）固定資産税軽減額については、次の条件により試算した。

- 設置費： 約2億円（平均）
- 固定資産税： 建物の評価額（設置費×50%）×税率（1.4%）であり、
 $2\text{億円} \times 50\% \times 1.4\% \times 2/3 \times 3\text{年間} = 280\text{万円}$

（注） 当省の調査結果による。